平成２１年（フ）第８９８号
熊本市横手５丁目１番３号　クイーンハイツ101
債務者　北里　玲子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９６４号
熊本市薄場１丁目１番41号
債務者　古場　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９８３号
熊本市秋津１丁目２番12―101号
債務者　原田　幸雄
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０６８号
熊本市本山２丁目３番10号
債務者　髙津　勘一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０９６号
熊本市渡鹿７丁目16番２―310号
債務者　坂口　夏子（旧姓糸山）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１３６号
熊本市楠７丁目１番５―302号
債務者　長迫　眞美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８７７号
千葉市緑区誉田町３丁目71番地27
債務者　居下　泰之
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８６号
千葉市緑区辺田町593番地25
債務者　長谷川　伸
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８０号
千葉県船橋市滝台町105番地１　グローリア初穂薬園台313号
債務者　鳴海めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１５号
千葉県船橋市東船橋７丁目４番16号　三浦ハイツＡ棟102号
債務者　加藤　淳子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２８号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区34棟504号
債務者　江口　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３２号
千葉市稲毛区あやめ台３番２棟204号
債務者　高野佐知子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３７号
千葉市緑区古市場町474番地181　第一フォーブルツエム103号
債務者　林　　和輝
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３８号
千葉市緑区古市場町474番地181　第一フォーブルツエム103号
債務者　林　　梨紗（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４１号
千葉県船橋市新高根４丁目９番９号　パピヨンタカネ201号
債務者　薮　絵里奈（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２６４号
千葉市稲毛区山王町289番地２　ホーリーグランド稲毛山王205号
債務者　土屋　幸人（旧姓伊比）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８５号
千葉市花見川区千種町338番地１　千種台ハイツＡ棟304号
債務者　嶋崎　達雄
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係